EPSGROUP



平成 27 年 11 月 18 日

Press Release

各位

会 社 名 EPSホールディングス株式会社 代表者代表取締役 厳 (コード番号:4282 東証一部)

問合わせ 経営企画室長 伊勢浩人 責任者 電話番号 $0\ 3\ -\ 5\ 6\ 8\ 4\ -\ 7\ 8\ 7\ 3$

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月18日開催の取締役会において、平成27年12月22日開催予定の第25回定時 株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知ら せいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役副 会長を定めることができるよう、現行定款第23条(代表取締役及び役付取締役)に所要の 変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日から 施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現 行定款第31条(取締役の責任免除)及び第42条(監査役の責任免除)に所要の変更を行うも

なお、現行定款第31条(取締役の責任免除)の変更については、あらかじめ各監査役の同 意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(下線部分は、変更箇所を示しております。)
現 行 定 款	変更定款案
(代表取締役及び役付取締役)第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。② 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を 選定する。 ② 取締役会は、その決議により取締役会長、 取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副 社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定 めることができる。

EPSGROUP

現行定款

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任免除)

- 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

変更定款案

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任免除)

- 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役(監 査役であった者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) : 平成 27 年 12 月 22 日(火)

定款変更の効力発生日 (予定) : 平成 27 年 12 月 22 日 (火)

以上